

愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業 実施方針（再変更版） 新旧対照表

	箇所	(変更後)	(変更前)	備考欄
1	用語の定義 【既存住棟等】	事業用地 内に存する住棟、集会所・いこいの家、ポンプ室、プロパン庫、駐車場及び自転車置場等をいいます。	県営住宅整備用地 内に存する住棟、集会所・いこいの家、ポンプ室、プロパン庫、駐車場及び自転車置場等をいいます。	(変更)
2	3頁 1 (1) オ (ウ) c	活用用地の取得は、当該用地に 立地する既存住棟等 の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行うこととします。	活用用地の取得は、当該用地に 存する住棟等 の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行うこととします。	(変更)
3	3頁 1 (1) カ (イ)	本事業のうち、建替住棟等の整備、既存住棟等の解体撤去、所有権移転及び引渡し が完了するまでの期間は、平成 31 (2019) 年 12 月から 平成 35 (2023) 年 5 月 までと します。	本事業のうち、建替住棟等の整備、既存住棟等の解体撤去、所有権移転及び引渡し が完了するまでの期間は、平成 31 (2019) 年 12 月から 平成 34 (2022) 年 12 月 まで とします。	(変更)
4	3頁 1 (1) カ (ウ)	活用用地内 の既存住棟等 の解体撤去完了後、県との協議によるものとします。	活用用地内 に存する住棟等 の解体撤去完了後、県との協議によるものとします。	(変更)
5	18頁 4 (4) ウ	なお、現状、事業用地を含めた県営鷺塚住宅敷地において一団地認定を受けており、 建替住棟等の建設に当たっては、同敷地において建築基準法第 86 条の 2 に基づく認 定を受ける必要があります。 また、敷地C内の既存建築物の解体撤去後、上記認定を取り消すと同時に、県営鷺 塚住宅敷地から活用用地を除いた区域において改めて一団地認定を受ける必要があ ります。	なお、現状、事業用地を含めた県営鷺塚住宅敷地において一団地認定を受けており、 建替住棟等の建設に当たっては、同敷地において建築基準法第 86 条の 2 に基づく認 定を受ける必要があります。	(追加)
6	39頁 別紙－6	本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏ま え、建替住棟等の工程を立案すること。 (削除)	本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏ま え、建替住棟等の工程を立案すること。なお、「第 2 期 既存住棟の解体撤去」は県 が行うものとする。	(削除)
7	39頁 別紙－6 2	既存住棟（5～7号棟）の入居者の建替住棟への移転（本事業範囲外）完了後、 (削 除) これらの住棟の解体撤去を行う。	既存住棟（5～7号棟）の入居者の建替住棟への移転（本事業範囲外）完了後、県 がこれらの住棟の解体撤去を行う。	(削除)
8	39頁 別紙－6 2	(第 2 期 既存住棟の解体撤去 図中) ※解体撤去の順番は提案による	(第 2 期 既存住棟の解体撤去 図中)	(追加)